

事 務 連 絡
令和 2 年 12 月 23 日

一般社団法人 日本船用工業会
専務理事 安藤 昇 殿

海事局検査測度課長
石原 典雄

蓄電池を入れたコンテナの内航船の総トン数への算入について

平素より海事行政にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、内航船の上甲板上に、積み下ろし可能なコンテナを利用し、その内部に船舶に電力を供給するための「蓄電池を含んだ電源装置（以下「蓄電池等」という。）」を設置した場合、当該コンテナの容積は総トン数に算入しないことと致しましたのでご連絡いたします。

なお、船舶測度行政については、安定性・公平性の確保は最重要な原則であり、上記取り扱いも、この原則に抵触しないことが前提となりますので、例えば、蓄電池等を設置したコンテナ内で人が居住する場合や、従来から総トン数に算入していたものをコンテナ内に設置する場合にあっては、総トン数に算入することもあり得ます。

また、内航船以外への設置を検討される場合は、最寄りの地方運輸局等にご相談ください。

本内容について了知のうえ、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。